

PCB使用製品及びPCB廃棄物の 処分期間が迫っています

PCB使用製品及びPCB廃棄物は定められた期限までに処分の委託をしなければなりません。

高濃度PCB廃棄物は、処分期間を過ぎると事実上処分することができなくなります。

PCB含有の有無の確認、処分の手続きには時間がかかりますので、早めにご確認ください。

高濃度PCB廃棄物の処分期間（愛知県内分）

PCBが使用されている主な電気機器

変圧器

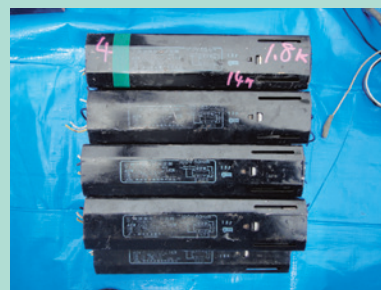


2022年3月31日まで

コンデンサー



安定器

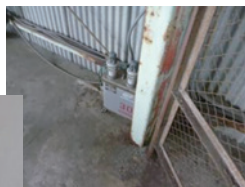


2021年3月31日まで

※ 上記の電気機器の他、PCBが使用されている電気機器には、リアクトル、サージアブソーバー、計器用変成器、整流器、開閉器、遮断器等があります。

※ 低濃度PCB廃棄物の処分期間は、2027年3月31日までです。

処分していないPCB使用製品及びPCB廃棄物はありませんか？



キュービクル（受電設備）や倉庫などに放置されたままの変圧器、コンデンサー等はありませんか？

照明器具の交換等で残置されたままの安定器はありませんか？

PCBとは？

■ PCBとは？

PCBとはPoly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略称で、人工的に作られた、主に油状の化学物質です。絶縁性、不燃性などの特性により変圧器やコンデンサーなどの電気機器を始めとして幅広い用途で利用されていましたが、昭和43年にカネミ油症事件が発生するなど、その毒性（人の健康・環境への有害性）が社会問題化し、国内では昭和47年以降その製造が行われていません。

■ PCBの用途

PCBが使用された代表的な電気機器等には、変圧器やコンデンサー、安定器があります。

PCBが含まれている変圧器やコンデンサーは、古い工場やビル等で使用されており、安定器は古い工場や学校等の照明器具（蛍光灯や水銀灯等）に使用されていました。なお、工場や学校などの施設に使用されていた照明器具が対象で、一般家庭の照明器具にPCBを使用した安定器はありません。（集合住宅の共用部分には、使用された可能性があります。）

用途		製品例・使用場所
絶縁油	変圧器用	ビル・病院・鉄道車両・船舶等の変圧器
	コンデンサー用	蛍光灯の安定器・白黒テレビ・電子レンジ等の家電用コンデンサー、直流用コンデンサー、蓄電用コンデンサー
熱媒体（加熱用、冷却用）		各種化学工業・食品工業・合成樹脂工業等の諸工業における加熱と冷却、船舶の燃料油予熱、集中暖房、パネルヒーター
潤滑油		高温用潤滑油、油圧オイル、真空ポンプ油、切削油、極圧添加剤
可塑剤	絶縁用	電線の被覆・絶縁テープ
	難燃用	ポリエステル樹脂、ポリエチレン樹脂
	その他	ニス、ワックス・アスファルトに混合
感圧複写紙 塗料・印刷インキ		ノンカーボン紙（溶媒）、電子式複写紙 印刷インキ、難燃性塗料、耐食性塗料、耐薬品性塗料、耐水性塗料
その他		紙等のコーティング、自動車のシーラント、陶器ガラス器の彩色、農薬の効力延長剤

※環境省 WEB より

■ PCBの毒性

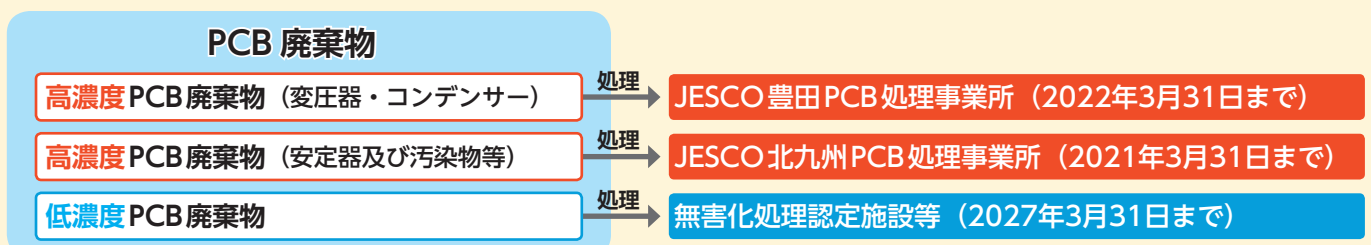
脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。

PCBが大きく取りあげられる契機となった事件として、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件があります。一般にPCBによる中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、ざ瘡様皮疹（塩素ニキビ）、爪の変形、まぶたや関節の腫れなどが報告されています。

■ PCB廃棄物の分類

PCB廃棄物は、PCB濃度により高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類されます。高濃度PCB廃棄物はPCB濃度が0.5%（=5000ppm）を超えるもの、低濃度PCB廃棄物はPCB濃度が0.5%（=5000ppm）以下のPCB廃棄物および微量PCB汚染廃電気機器等（PCBを使用していないとする電気機器等であって、数ppmから数十ppm程度のPCBに汚染された絶縁油を含むもの）になります。

高濃度PCB廃棄物のうち、変圧器・コンデンサーは中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）豊田PCB処理事業所で、安定器及び汚染物等は同北九州PCB処理事業所で処理を行っています。低濃度PCB廃棄物については環境大臣が認定する無害化処理認定施設及び都道府県知事等が許可する施設で処理を行っています。



PCB含有の有無を判別する方法

変圧器・コンデンサー等の場合

■高濃度PCBかどうかの判別方法

昭和28年（1953年）から昭和47年（1972年）に国内で製造された変圧器・コンデンサーには絶縁油にPCBが使用されたものがあります。

高濃度のPCBを含有する変圧器・コンデンサー等は、機器に取り付けられた銘板を確認することで判別できます。詳細は各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本電機工業会のWEBを参照してください。
https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html

銘板確認のため、通電中の変圧器・コンデンサーに近づくと感電の恐れがあり大変危険です。必ず電気保安技術者に依頼して確認してください。

【銘板の取付例】



高圧変圧器



高圧コンデンサー



銘板

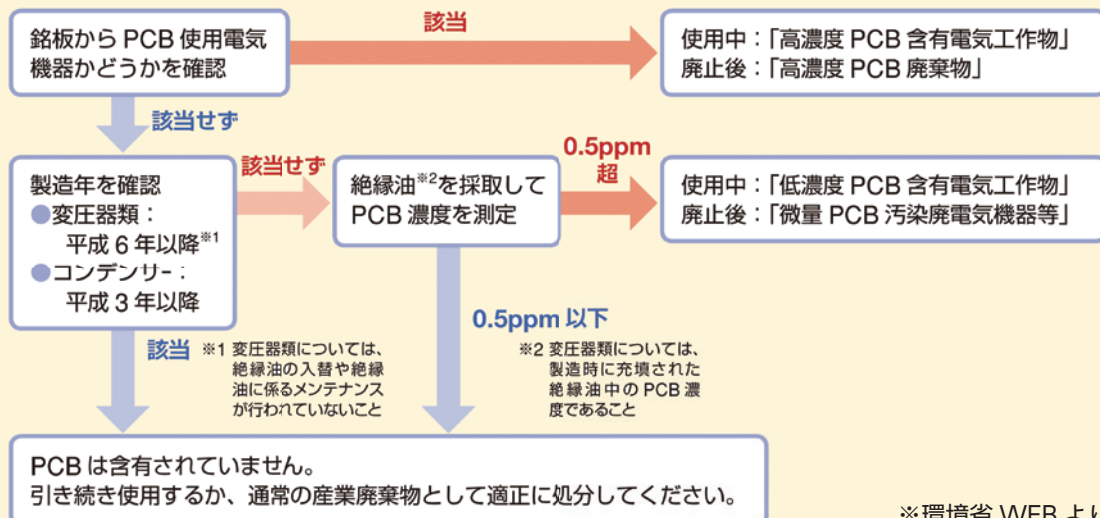
■低濃度PCBかどうかの判別方法

数万件に及ぶ測定例から、国内メーカーが平成2年（1990年）頃までに製造した電気機器には、PCB汚染の可能性があることが知られています。

絶縁油の入替ができないコンデンサーで、平成3年（1991年）以降に製造されたものはPCB汚染の可能性はないとされています。

一方、変圧器のように絶縁油に係るメンテナンスを行うことができる電気機器で、平成6年（1994年）以降に出荷された機器であって、絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンスが行われていないことが確認できればPCB汚染の可能性はないとされています。

したがって、まず電気機器に取り付けられた銘板に記載された製造年とメンテナンスの実施履歴等を確認することでPCB汚染の可能性を確認し、さらに上記の製造年よりも前に製造された電気機器については、実際に電気機器から絶縁油を採取してPCB濃度を測定してPCB汚染の有無を判別します。ただし、コンデンサーのように封じ切りの機器では使用中のものを絶縁油の採取のために穿孔すると使用できなくなるのでご注意ください。



※環境省 WEB より

安定器の場合

製造から40年以上が経過するPCB使用安定器は、**劣化して破裂し、PCBが漏れいする事故が発生**しています。このような事故は一度調査してPCB使用安定器が存在しないとされた建物でも起きています。サンプル調査を行ったことが原因と考えられますので**全数調査**を行うようにしてください。漏洩したPCBが人体にかかる危険性がありますので**昭和52年（1977年）3月までに建築・改修された建物**で古い安定器が使用されていないか速やかに確認し、見つかった場合は取り外して交換してください。

■ PCB使用安定器かどうかの判別方法

昭和32年（1957年）1月から昭和47年（1972年）8月までに国内で製造された照明器具の安定器には、PCBが使用されたものがあります。

なお、**一般家庭用の蛍光灯等の安定器にはPCBが使用されたものではありません**。（集合住宅の共用部分には、使用された可能性があります。）

PCB含有の有無は、照明器具のラベル又は安定器に貼付された銘板に記載されている**メーカー、型式・種別、性能（力率）、製造年月等の情報から判別**することができます。

詳細は各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本照明工業会のWEBを参照してください。

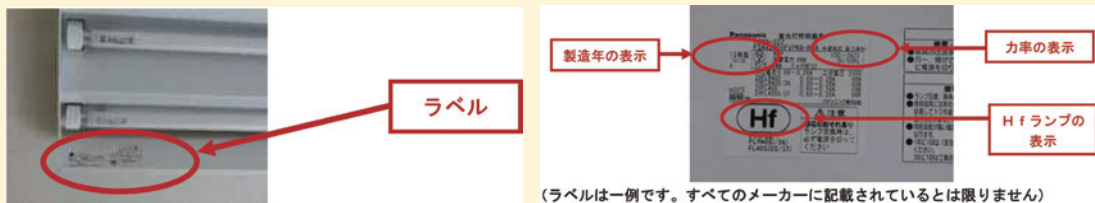
<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

■ 照明器具のラベル調査

照明器具のラベルからメーカー・種類・力率・製造年等からPCB含有の有無を判別できますが、メーカー名が判別できた場合は、必ずメーカーへ問合せ確認してください。

メーカーの問合せ先は、（一社）日本照明工業会のWEBを参照してください。

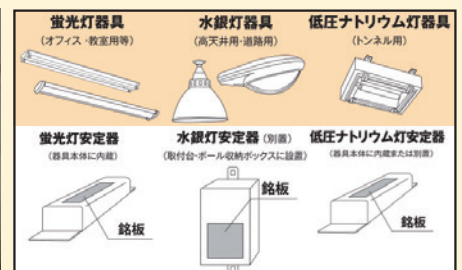
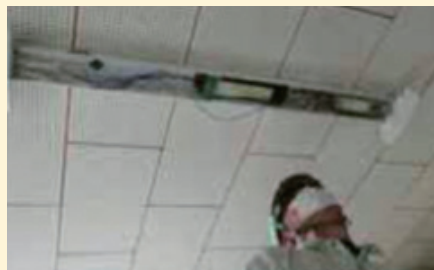
<http://jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm#maker>



- 昭和48年（1973年）以降※に製造された蛍光灯器具は、PCB不使用です。（※建物の建築年次ではなく、蛍光灯器具の製造年次です。）
- 低力率型の蛍光灯器具は、PCB不使用です。
- Hfランプ使用の蛍光灯器具は、PCB不使用です。※環境省WEBより

■ 安定器の銘板調査

照明器具のラベルによる判別が困難な場合には、照明器具カバー、反射板等を取外し、安定器の銘板の記載内容を確認し、各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本照明工業会のWEBを参照してください。



※（一社）日本照明工業会WEBより

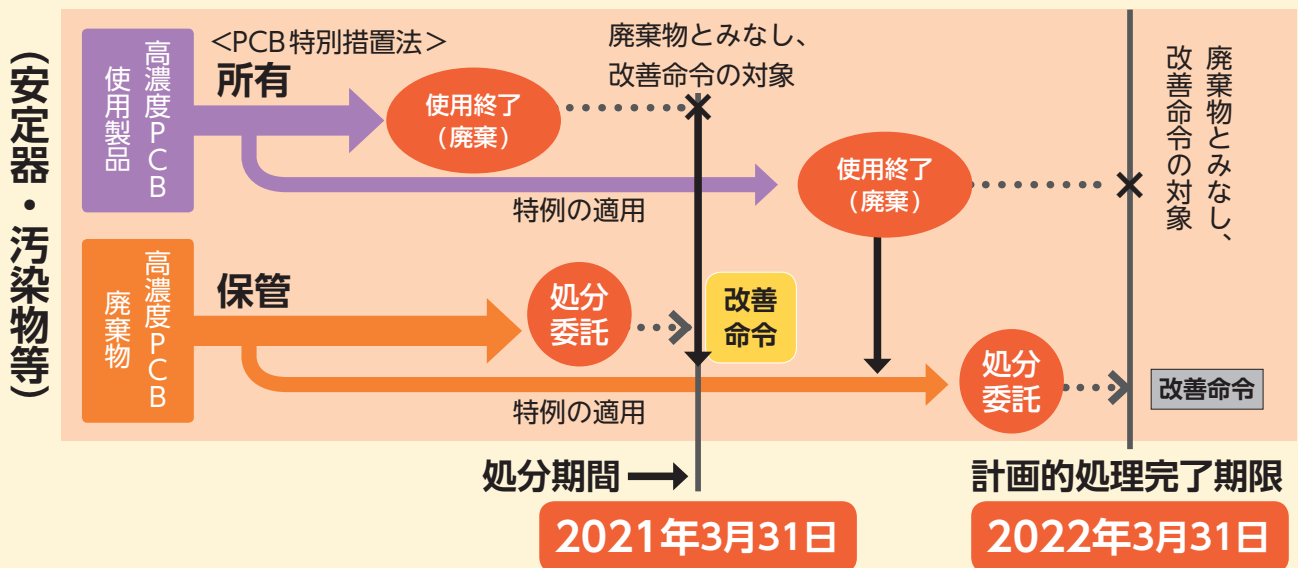
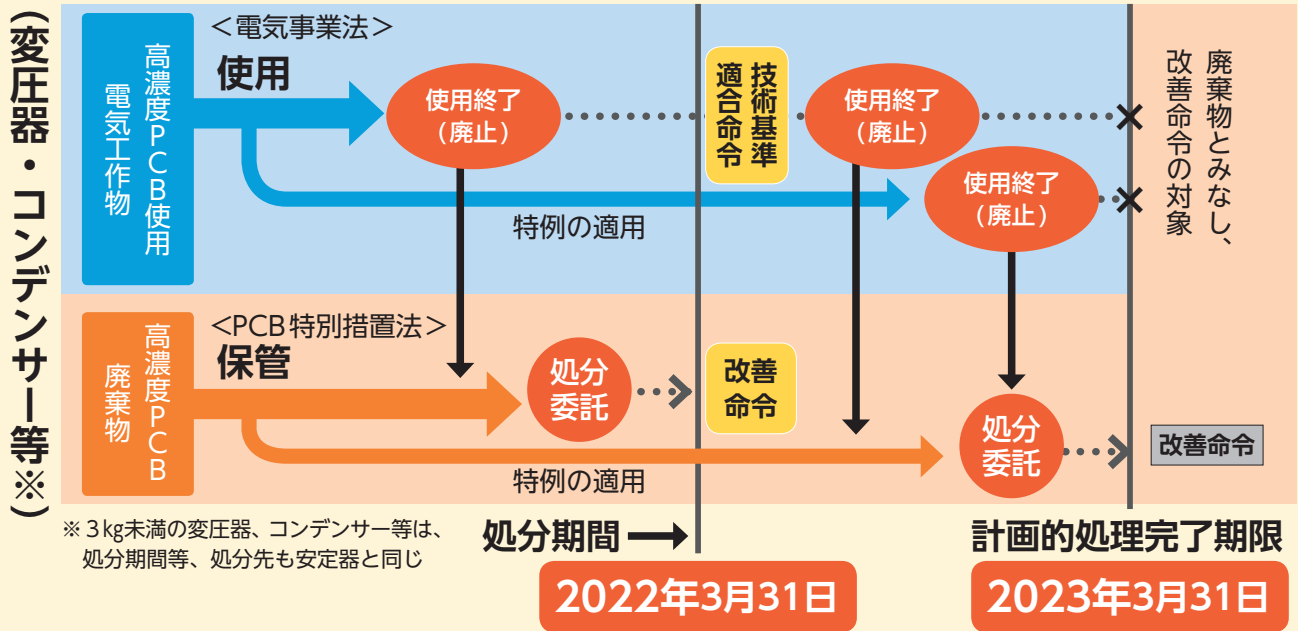
汚染物等の場合

PCBが付着したり、染み込んだりしている汚染物等は、含まれているPCBの濃度を決められた方法で実際に測定することでPCB廃棄物であるかどうかを判断します。測定の結果、PCBが検出されれば、特別管理産業廃棄物としてのPCB廃棄物となります。また、PCB濃度が0.5%を超える場合は、高濃度PCB廃棄物として分類されます。汚染物等のPCB濃度の測定方法については、環境省から「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第3版）」が示されています。以下のWEBを参照してください。

http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/teinoudo_ver3.pdf

高濃度PCB使用電気工作物・使用製品・廃棄物の処分期間等（愛知県内）

高濃度PCB廃棄物は、処分期間内に必ず処分しなければなりません
 使用中の変圧器、コンデンサー、安定器等についても、処分期間内に使用を終え、処分する必要があります



高濃度PCB廃棄物の処分委託

変圧器・コンデンサー等	JESCO豊田PCB処理事業所 電話：0565-25-3405
安定器・汚染物等	JESCO北九州PCB処理事業所(近畿・東海エリア分室) 電話：06-6575-5585

廃安定器の仕分けの徹底・促進

PCBが使用されていない廃安定器の仕分けにご協力ください。処理費用の削減が見込まれます。
 JESCOのWEB <http://www.jesconet.co.jp/customer/bunbetsusokushin.html>

中小企業者等の負担軽減措置

一定の条件を満たす中小企業者、中小企業団体等にあつては70%、個人にあつては95%が軽減されます。
 JESCOのWEB http://www.jesconet.co.jp/customer/discount_03.html

低濃度PCB廃棄物の処理

低濃度PCB廃棄物の処分期間 2027年3月31日

低濃度PCB廃棄物の処理はJESCOではなく、民間の処理事業者により行われています。

低濃度PCB廃棄物の処理事業者は、環境大臣が個別に認定する無害化処理認定事業者と都道府県市の長からPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物の処分業許可を得た事業者があります。

無害化処理事業者の連絡先等は以下の環境省のWEBで紹介されています。

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

PCB廃棄物の適正な保管

●特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

PCB廃棄物の処理に関する業務を適正に行うため、廃棄物処理法に基づき、事業場ごとに次のいずれかの資格を有する「特別管理産業廃棄物管理責任者」を設置し、知事等に届出しなければなりません。

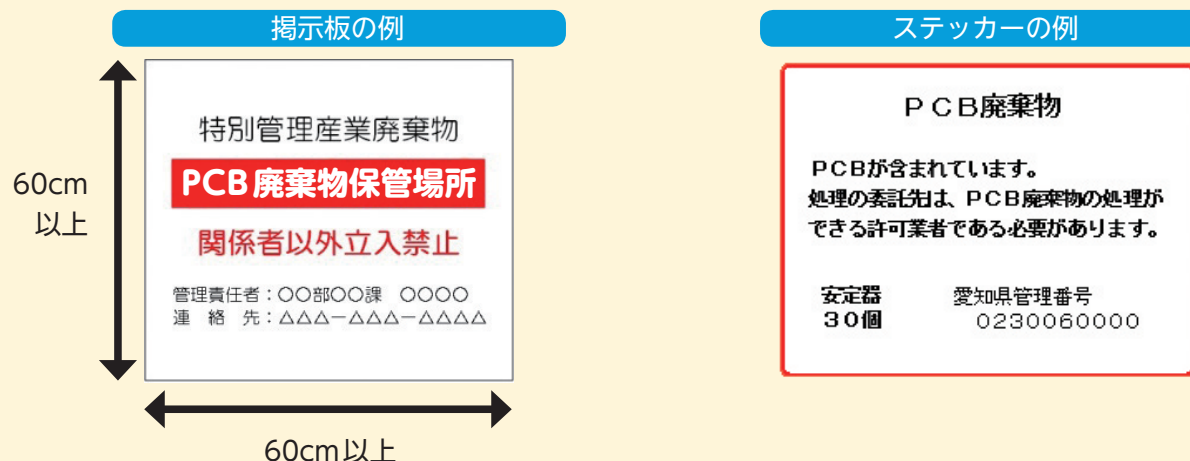
- ・ 学歴、履修した学科に応じて必要な廃棄物処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ・ 10年以上廃棄物処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ・ 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが開催する講習会の修了者

●PCB廃棄物の保管基準

廃棄物処理法により、次のとおりPCB廃棄物の保管基準が定められています。

1. 周囲に囲いが設けられていること。
2. 見やすい箇所に次の事項を記載した掲示板が設けられていること。
 - (1) 特別管理産業廃棄物の保管場所である旨
 - (2) 保管する特別管理産業廃棄物の種類
 - (3) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
3. 飛散、流出、地下浸透、悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
4. 保管場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
5. 他の物が混入するおそれのないように仕切を設けること等必要な措置を講ずること。
6. 容器に入れ密閉すること等PCBの揮発の防止のために必要な措置及び当該廃棄物が高温にさらされないための措置を講ずること。
7. PCB廃棄物の腐食の防止のために必要な措置を講ずること。

※県では、PCB廃棄物の適正な保管、処理のため、廃棄物本体や保管容器に貼付するステッカーを配布していますので、ご活用ください。



PCB 廃棄物等の届出

事 例	対 象	様 式	実施時期	提出先
保管等する場合	高濃度 PCB 使用製品 高濃度 PCB 廃棄物 低濃度 PCB 廃棄物	PCB 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (様式第 1 号)	毎年度分を翌年度の 6 月 30 日まで	保管場所を管轄する 県民事務所等 (8 ページ参照)
新たに判明した場合	高濃度 PCB 使用製品 高濃度 PCB 廃棄物	PCB 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (様式第 1 号)	判明後速やかに	保管場所を管轄する 県民事務所等 (8 ページ参照)
保管場所を変更する場合	高濃度 PCB 使用製品 高濃度 PCB 廃棄物 低濃度 PCB 廃棄物	PCB 廃棄物等の保管場所等の変更届出書 (様式第 2 号)	変更後 10 日以内	変更後の保管場所を管轄する 県民事務所等 (8 ページ参照)
環境大臣の確認が必要な場合 (注 1)	高濃度 PCB 使用製品 高濃度 PCB 廃棄物	高濃度 PCB 廃棄物に係る保管場所の変更確認申請書 (様式第 3 号)	保管場所を変更しようとするとき	環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課へお尋ねください。 03-3581-3351(代表)
処分した場合	高濃度 PCB 使用製品 高濃度 PCB 廃棄物 低濃度 PCB 廃棄物	PCB 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (様式第 1 号)	毎年度分を翌年度の 6 月 30 日まで	保管場所を管轄する 県民事務所等 (8 ページ参照)
処分期間の特例を適用する場合	高濃度 PCB 使用製品 高濃度 PCB 廃棄物	高濃度 PCB 廃棄物等の特例処分期限日に関する届出書 (様式第 5 号)	処分期間の末日まで	保管場所を管轄する 県民事務所等 (8 ページ参照)
処分期間特例適用の届出情報を変更した場合	高濃度 PCB 使用製品 高濃度 PCB 廃棄物 低濃度 PCB 廃棄物	特例処分期限日が適用される高濃度 PCB 廃棄物等の変更届出書 (様式第 6 号)	変更後 10 日以内	保管場所を管轄する 県民事務所等 (8 ページ参照)
地位の承継があった場合	高濃度 PCB 使用製品 高濃度 PCB 廃棄物 低濃度 PCB 廃棄物	承継届出書 (様式第 7 号)	承継後 30 日以内	保管場所を管轄する 県民事務所等 (8 ページ参照)
譲渡し、譲受けをする場合	高濃度 PCB 使用製品 高濃度 PCB 廃棄物 低濃度 PCB 廃棄物	譲渡し・譲受け承認申請書 (県様式 1)	譲渡し、譲受けをしようとするとき	保管場所を管轄する 県民事務所等 (8 ページ参照)
譲受けがあった場合 (注 2)	高濃度 PCB 使用製品 高濃度 PCB 廃棄物 低濃度 PCB 廃棄物	譲受け届出書 (様式第 8 号)	譲受け後 30 日以内	保管場所を管轄する 県民事務所等 (8 ページ参照)
全ての使用を終了 (廃棄) した場合	高濃度 PCB 使用製品	PCB 廃棄物等の処分等終了届出書 (様式第 4 号)	全ての使用を終了 (廃棄) した後 20 日以内	保管場所を管轄する 県民事務所等 (8 ページ参照)
全ての処分を終了した場合 (注 3)	高濃度 PCB 廃棄物 低濃度 PCB 廃棄物 のいずれか	PCB 廃棄物等の処分等終了届出書 (様式第 4 号)	全ての処分を終了した後 20 日以内 (注 3)	保管場所を管轄する 県民事務所等 (8 ページ参照)

(注 1) 以下のとおり環境省令で定める区域を超えて高濃度 PCB 廃棄物等の保管場所を変更する場合は、事前に環境大臣の確認が必要です。

変圧器・コンデンサー等	岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県以外の区域へ保管場所を変更する場合、並びに同区域から愛知県へ保管場所を変更する場合
安定器及び汚染物等	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県以外の区域へ保管場所を変更する場合、並びに同区域から愛知県へ保管場所を変更する場合

(注 2) 譲受け届出書の提出には、事前に譲渡し・譲受けの承認が必要です。県様式 1 により申請してください。

(注 3) 「処分を終了」とは、処分業者との委託契約を締結したことをいいます。高濃度、低濃度それぞれの処分を終了した場合に届出が必要です。

●届出様式は、愛知県の WEB からダウンロードできます。

愛知県 PCB 様式 検索

<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/jigyo/todokede/shinsei/index.html#5>

PCB特別措置法に関するお問合せ先

窓口	所在地等	所管
東三河総局 県民環境部 環境保全課	〒440-8515 豊橋市八町通5-4 電話：0532-35-6114	豊川市、蒲郡市、田原市
東三河総局 新城設楽振興事務所 環境保全課	〒441-1365 新城市字石名号20-1 電話：0536-23-2117	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
尾張県民事務所 廃棄物対策課	〒460-8512 名古屋市中区三の丸2-6-1 電話：052-961-8340	一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市 小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市 日進市、清須市、北名古屋、長久手市 東郷町、豊山町、大口町、扶桑町
尾張県民事務所 海部県民センター 環境保全課	〒496-8531 津島市西柳原町1-14 電話：0567-24-2132	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町 蟹江町、飛島村
尾張県民事務所 知多県民センター 環境保全課	〒475-8501 半田市出口町1-36 電話：0569-21-8111	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市 阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町 武豊町
西三河県民事務所 廃棄物対策課	〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4 電話：0564-27-2878	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市 高浜市、幸田町
西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課	〒471-8503 豊田市元城町4-45 電話：0565-32-7494	みよし市

名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市は、それぞれの市の産業廃棄物担当課にお問合せください。

窓口	所在地等
中部地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 電話：052-955-2132

電気事業法に関するお問合せ先

窓口	所在地等
中部近畿産業保安監督部 電力安全課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 電話：052-951-2817

その他お問合せ先等

● **愛知県WEB ポリ塩化ビフェニル (PCB) 使用製品及びPCB廃棄物対策** 愛知県 PCB 検索

愛知県WEB <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/junkan-kansi/pcb-index02.html>

● **環境省WEB ポリ塩化ビフェニル (PCB) 早期処理情報サイト** 環境省 PCB 早期処理 検索

環境省WEB <http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

● **PCB含有の有無を判別する方法** 環境省 PCB 判別 検索

環境省WEB <http://pcb-soukishori.env.go.jp/about/method.html>

● **届出様式** 愛知県 PCB 様式 検索

愛知県WEB <http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/jigyo/todokede/shinsei/index.html#5>

● **高濃度PCB廃棄物の処理委託** JESCO 委託 検索

変圧器・コンデンサー等	JESCO豊田PCB処理事業所 電話：0565-25-3405
安定器・汚染物等	JESCO北九州PCB処理事業所(近畿・東海エリア分室) 電話：06-6575-5585

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) WEB <http://www.jesconet.co.jp/customer/soukikanryo.html>

● **中小企業者等の軽減制度** PCB 中小企業者等軽減制度 検索

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) WEB http://www.jesconet.co.jp/customer/discount_03.html

環境省WEB http://pcb-soukishori.env.go.jp/about/mitigation_system.html

● **低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定事業者等** PCB 無害化処理 検索

環境省WEB <http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>